

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和5年2月教育委員会会議：定例会

期 日 令和5年2月15日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後4時42分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 小菅 広計 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員 教 育 長 圓城寺一雄(再掲) 教 育 部 長 曾山 澄雄
教育総務課長 菊間 明美 学 務 課 長 澤田 法義
指 導 課 長 松丸 晴久 教育センター所長 田中 雅明
社会教育課長 舎人 樹央 文 化 課 長 猪股 佳二
学務課学校管理班 下峠 圭弘 教育総務課企画財務班長 平野 昌彦
教育総務課企画財務班 林 真理子
事 務 局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長から3件報告

1月27日開催の令和4年度第2回教育長教育委員研修会、1月31日開催の校長会議、2月7日開催の教頭会議について報告する。

教育長教育委員研修会について、「子どもの居場所づくりを考える 学校はその機能を果たせるか」という演題で、東京経営短期大学特任准教授、流山市、柏市のスクールソーシャルワーカー上條理恵氏による講演があった。詳しくは資料を御覧いただきたいのだが、印象に残ったことは、悩める子どもの心境として寂しい、苦しい、つらい、話を聞いてほしい、共通してこうい

うようなことがある。一方で、学校現場では子どもや親の困り感に共感できない教師、真摯に対応できない学校、そういうところに多く遭遇しているのだという話があった。また、子どもの問題は生もので早く処理すること。不登校が多いが、その対応としては教師自らがまず動く、来ないなら行く、不登校の原因は学校にもあるという認識を持って対応する等の話が印象に残った。感想として一人一人の子どもに寄り添う余裕をどう生み出すか。教職員の長時間労働が社会問題化している中で、子どもたちと向き合う時間の確保に早急に取り組まなければならない。そのように感じたところである。

次に、校長会議について、以下3点について校長先生方をお願いをした。1点目、令和5年度の教育計画の作成に向けて、ウィズコロナの学校づくり、働き方改革の具現化、ICTの有効活用を図る事業づくり、この3点については、特に意を注いでほしいということをお願いした。2点目、一人で抱え込まない体制づくりについて。子どもの対応に迷う教職員に対し、管理職や主任等が積極的に関わり、学年、学校全体の課題として対応すべきであるということ。個別の教師、クラスの問題に置き換わってしまうことがないようにということである。3点目は、不祥事防止、危機管理についてである。「見えないことは存在しないことではない」、これは交通教本にこの言葉があり、見えないというのは分からないということで、この自覚がないと事故が起こるといようなことだが、これを引用して話をした。小さな変化、ささいなことに敏感になり、声かけを通して職員とのコミュニケーションを密にし、いざというときに職員から相談してみようと思われる管理職であってほしい。このような話をした。

教頭会議では、今までの校長会議の内容に加えて1つ、教員の長時間労働、あるいは採用試験の受検者が減少しているとか、昨今マイナスイメージの情報が頻繁に報道されている状況があるのだが、教員の教育への情熱や児童生徒の真摯な取組の姿を引き続き積極的に発信して、教育の大切さが広く伝わるような取組に意を注いでいただきたい。そして、次年度はプラスイメージへの転換の年になる。そのように願っているということを教頭先生方に話した。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

1月18日から昨日2月14日までの約1か月間の感染状況について、教職員が9名、児童が92名、生徒が58名である。前の1か月間と比較して教職員は13名の減、児童は188名の減、生徒は78名の減となっている。

続いて、学級閉鎖等の状況について。学級閉鎖は小学校1校、計1クラスで3日間実施され、中学校は1校1クラスで2日間実施された。学年閉鎖は、小学校1校1学年で3日間実施し、臨時休校はなかった。児童生徒の感染者数は減少傾向にあるが、来週には公立高校の受験を控えているので、引き続き消毒、手洗い、マスクの着用など基本的な感染予防対策に努めていく。

③ 印教連教育功労者表彰について【学務課長】

印旛地区教育委員会連絡協議会が表彰している令和4年度の印旛教育功労者表彰の受賞者について報告する。

今年度については、2月3日金曜日に印旛教育会館において表彰が行われ、賞状の伝達がなされた。佐倉市からは、資料にあるとおり5名の校長先生方と2名の先生方が受賞された。5名の校長先生方は、それぞれ教育行政や県、郡、市町で活躍され、印旛教育に多大な貢献をした者として受賞された。2名の先生方は、それぞれ文部科学省委託事業の委託研究員として特別支援教育の発展に貢献した者として受賞された。

④ 千葉県指定文化財の指定について【文化課長】

和田地区直弥、宝金剛寺所蔵の岩富城主北条氏勝寄進資料である袈裟2点、横被2点、四重椀一部4点は、平成22年10月1日付で佐倉市指定文化財に指定されている。そのうち袈裟、横被2組について、令和5年1月19日開催の千葉県文化財保護審議会です新たに千葉県指定文化財に指定すべきと答申があり、所有者の同意が得られたため、同年2月7日開催の千葉県教育委員会会議において指定することが決定された。

⑤ 佐倉市民音楽ホールのネーミングライツ事業に係る協定の締結について

【文化課長】

佐倉市民音楽ホールでは、ネーミングライツパートナーを募集し、医療法人社団樹徳会佐倉整形外科眼科病院とネーミングライツ事業に係る協定を、令和5年2月13日に締結した。

事業期間は、令和5年4月1日より令和10年3月31日まで。ネーミングライツ料は、年額100万円。愛称は、佐倉ハーモニーホールであり、ロゴのフォント、デザインについて協議中。

⑥ いじめ状況について【指導課長】

1月末の認知件数、小学校が292件、中学校が166件、合計458件。1月の新たな認知件数は、小学校26件、中学校11件の36件。今後も各学校へは学校支援アドバイザーとの連携と、子どもたちの状況を多面的、多角的につかむことが重要であるということを伝え、いじめの早期発見、即日対応に努めるよう指示していく。

⑦ 感染症状況について【指導課長】

1月18日から2月14日までの感染症の状況について、インフルエンザが221件、水痘が3件、流行性角結膜炎が1件、感染性胃腸炎が3件、溶連菌感染症が2件。引き続き基本的な感染症予防対策を各学校が取り組めるよう指示していく。

《委員から報告》

インフルエンザについて、第6週、2月6日から2月12日、印旛市郡医師会内の定点当たりの感染者数の総数が263件、定点当たり11.0。その前の第5週、1月30日から2月5日の総数が304件、定点当たり12.7になっており先週のほうが少し減っている。その前の第4週、1月23日から1月29日は242件、定点当たり10.1件。先々週の2月5日まででピークか。これから増えるかもしれないが、先週は少し比率が下がっている。

それから感染性胃腸炎、第6週、印旛市郡医師会内で162件、定点当たり10.1とかなりの数になっている。学校現場とその週の発生は少しずれているので、気をつけていただきたい。特に今のところ問題ではないかもしれないが、市中でははやっている。なお、第5週、1月30日から2月5日は184件、定点当たり11.5。その前の第4週、1月23日から1月29日は193件、定点当たり12.1なので、徐々に減ってはいる。引き続き、注意していただきたい。

新型コロナウイルス感染症の状況、印旛市郡医師会内での第6週、検査総数が2,910件で陽性者が509人、陽性率が17.5%。先月報告したときは30%を超えていたのだが、半減した。卒業式に向けて、あるいは学校生活においてマスクの着用が義務づけではなくなり自己判断、学校の判断となった。それから5月から、感染症の分類が第2類から第5類になるということなので、新型コロナウイルス感染症に対する注意が落ちてくるかもしれない。ただ、まだ卒業式に向けて、それから、受験に向けて、やはり気を引き締めていただかないと、重症度が低いといってもやはり厄介なので、その辺気をつけていただきたい。

3 議決事項

議案第1号 令和5年度佐倉市当初予算（教育委員会所管分）について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料の1ページ、歳出予算の総括である。表の一番下の米印、令和5年度は4月に市長選挙が予定されているので、経常的経費や当初予算に計上しないと事業に支障のある経費のみを計上する骨格予算となる。事業に支障を来さない政策的事業などは、選挙後の補正予算で措置することとなる。このため、令和5年度の当初予算要求額は、年度当初の骨格予算としての要求額となる。令和5年度当初予算における教育委員会所管分歳出予算の総額は、49億2,994万4,000円。令和4年度当初予算と比較し、約11億3,000万円の減額となる。予算を大きく分類すると、毎年度必要となる経費である経常事業と政策判断に基づく経費や臨時的必要となる経費の臨時事業の2つに区分される。経常事業は、総務費を含め約36億2,700万円、うち職員人件費が約12億8,500万円となり、政策的経費・臨時事業については、約13億300万円となる。

続いて、資料2ページ、教育委員会所管分の歳出予算に係る項目別内訳である。令和5年度当初予算は、令和4年度と比較し、教育総務費や小中学校費が増加する一方、特に社会教育費が減少している。教育総務費の増加については、職員人件費等によるものである。また、小中学校費の増加については、主に光熱水費の増加によるものとなる。社会教育費については、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備が完了したことに伴い、大きく減少した。

続いて、資料3ページから6ページ目、経常事業の一覧である。経常事業については、令和4年度当初予算と比較し増額となっているが、光熱水費をはじめ様々な物価上昇の影響により令和5年度についても、依然と厳しい財政状況となっている。

続いて、7ページと8ページ、政策的経費・臨時事業の一覧である。4月

に市長選挙が予定されていることから、政策的経費・臨時事業については、当初予算に計上しないと事業の実施に支障のある経費のみの計上となっている。全体的には令和4年度と比較すると減額になっているが、令和5年度当初予算については、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、事業の優先度など必要な事業を見極め、着実に実施していこうとするものになっている。ナンバー5、教育センターの特別支援教育推進事業については、特別支援教育支援員等の任用や教育支援委員会の運営に係る経費である。ナンバー24、社会教育課の旧佐倉図書館跡地駐車場整備事業は、新図書館が開館した後、現在の佐倉図書館を駐車場として整備するための調査委託料や工事費を計上するものである。ナンバー30、臼井公民館の臼井公民館施設改修事業は、施設修繕料のほか空調設備等の維持管理について包括的なサービスを受けるESCOサービス委託料を計上するものである。ナンバー33、社会教育課の図書館機器等整備事業は、図書館システム機器等の賃貸借やRFID機器関連機器等の保守業務委託費等を計上するものである。ナンバー35、佐倉図書館の夢咲くら館管理運営事業は、新佐倉図書館夢咲くら館の運営や施設維持管理費に必要な経費を計上するものである。ナンバー36、音楽ホールの市民音楽ホール施設整備事業は、空調関係機械設備の更新など施設整備に必要な経費を計上するものである。ナンバー37、美術館の美術館企画展事業は、宮西達也展など開催に必要な経費を計上するものである。ナンバー39、指導課の第3子以降学校給食費補助事業は、第3子以降の児童生徒の学校給食費について、4月から3月分の11か月分を補助するために必要な経費を計上するものである。

続いて、9ページから17ページについては、いま説明した政策的経費・臨時的事业の歳出の詳細を財源となる歳入と併せて記載している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

4ページの55、それから5ページの71、これは管理運営費だが、公民館のほうは人件費になっている。例えば55の公民館の人件費、これは人員の増加によるものか。1,400万円あるが。

【教育総務課長】

主に職員手当等の改正に伴う増額である。

【委員1名より】

別に人数が増えているわけではない。

【教育総務課長】

増えていない。

【委員1名より】

71のほうは報酬、夜間の管理、多分夜間のほうは委託だと思うのだけれども、その辺の増額ということか。

【社会教育課長】

これは会計年度任用職員及びシルバー人材に委託しているものであるが、夢咲くら館の開館に伴い、会計年度任用職員と夜間の委託費が増額している。

【委員 1 名より】

1 ページの市長選挙の関係、これは教育委員会だけでなく市長部局も同じような骨格予算となるか。

【教育総務課長】

市長部局も同じ骨格予算となる。

【委員 1 名より】

光熱費の高騰について配慮されているような説明を聞いたが、ほかの、いろいろ高騰しているもの、入札などの場合に値上がりで不落となるような場合もあるかと思うが、そのような場合の対応はどうか。

【教育総務課長】

大きな案件になると、そういった値上げ分も組んで予算のほう積算している。ただ、限られた予算になるので、そういったところ、ほかで調整を図るなどして予算を計上している。

【委員 1 名より】

6 ページの 92、学校給食管理運営事業について、これは主な事業内容として、消耗品や光熱費、修繕費などとあるが、5,500 万の減額となっており、かえって増えているほうが普通ではないかと思うのだが、なぜ減額になったのか。

【教育総務課長】

この減額について、学校給食の業務委託が令和 3 年度末に令和 4 年度分の入札を行い、令和 4 年度分の予算はその契約する前の積算の段階の予算を計上しており、そことの差額になる。令和 5 年度は、確定した予算額を計上したことよっての差額となる。

【委員 1 名より】

令和 5 年度の予算が元へ戻ったということか。

【教育総務課長】

令和 5 年度は、令和 4 年度に 3 か年分の契約を締結しているので、今現在契約している確定金額を予算として計上しているものである。令和 4 年度については、まだその契約の金額が確定しているものが予算に反映できていなかったもので、契約前の積算のもう少しボリュームのある金額が予算として計上された。

【委員 1 名より】

8 ページ、33、図書館機器整備事業、6,500 万円計上されているが、これは市内の図書館全ての合計か。機器の賃借料、保守点検委託料等となっているが。

【社会教育課長】

図書館システム、全館に関する図書館の運営に関するシステム及び自動で貸出しする装置等全て含んだ金額である。

【委員 1 名より】

夢咲くら館についてもそうか。

【社会教育課長】

全て含んでの金額である。

《議決結果》

可決

議案第2号 令和4年度佐倉市教育費2月補正予算について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料の1ページ、2月補正予算の総括である。表の右から3列目、太枠の2月補正額、教育委員会所管に係る歳入予算は9億8,835万2,000円の増額、歳出予算は9億7,319万7,000円の増額となる。

2ページ以降、歳入予算に係る資料であり、主なものについて説明する。7ページ、歳入予算については、教育委員会の所管部分を四角く囲んでいる。中段の5、教育費国庫補助金の1、小学校費補助金、4、学校施設環境改善交付金である。これは、令和5年度に予定している小学校トイレ改修、千代田小学校の予防保全改修及び寺崎小学校屋外環境整備工事で活用しようとするものである。学校施設環境改善交付金が国の令和4年度補正予算で成立したことにより、今回の2月補正で前倒し計上しようとするものである。その下の2、中学校費補助金、3、学校施設環境改善交付金についても、小学校と同様に令和5年度で予定しているトイレ改修、南部中グラウンド改良工事で活用しようとするものである。補助金について、今回の補正額予算で前倒しして計上しようとするものである。4、社会教育費補助金、2、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）については、文化財保存活用地域計画の策定に活用を予定している補助金について、委託契約金額の確定に伴い、減額をするものである。5、保健体育費補助金、1、学校保健特別対策事業費補助金については、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品や備品の購入に係る財源として、国庫補助金を活用しようとするものである。12ページ、教育費寄附金2件、いずれも、ふるさとまちづくり応援寄附金であり、佐倉市への寄附を、各課で実施する各種事業の財源に充当するものである。14、15ページ、5、教育債、市債の増額補正9件、先ほど説明した小中学校トイレ改修、千代田小学校の予防保全改修、寺崎小学校の屋外環境整備工事、南部中のグラウンド改良工事の財源とする市債であるが、国の補正予算が成立したことを受け、前倒しで国庫補助金と併せて計上するものである。

続いて、歳出の主なものについて説明する。16ページから27ページ、各事業とも入札や事業の執行により事業費が確定したことにより、予算の執行残額を減額補正するものが主である。一方、増額補正している事業については、16ページ、中段の4、学校指導一般事務費の学校教育振興基金積立金、229万3,000円であるが、これは、ふるさとまちづくり応援寄附金の利子分を含めて同基金へ積み立てるものである。18ページ、下段の3目、学校建設費、1、小学校施設改築・改造事業4億279万7,000円の増額補正であるが、これが歳入予算でも説明した事業の工事である。学校トイレの改修、千代田

小学校の予防保全改修及び寺崎小学校屋外環境整備工事を前倒し計上するものである。20 ページ、中段の 2 目、教育振興費、4、中学校情報機器整備事業 91 万 4,000 円の増額である。これは、中学校に設置しているカラー複合機の機器賃借料の不足分を計上するものである。同じく下段の 3 目、学校建設費、1、中学校施設改築・改造事業 5 億 9,764 万 6,000 円及び 2、中学校体育施設整備事業 3,751 万 4,000 円の増額補正であるが、これも小学校同様、歳入予算でも説明した事業の工事である。学校のトイレの改修、南部中学校のグラウンド改良工事を前倒し、計上するものである。26 ページ、上段の 1 目、保健体育総務費、13、感染症対策支援事業 4,185 万円の増額。これは、幼稚園、小中学校において新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品等の購入や管理対策に係る経費を計上しようとするものである。令和 4 年度国の補正予算で学校保健特別対策事業費補助金が実施されることになったため、増額補正しようとするものである。

続いて、28 ページ、上段の表、繰越明許費の補正が小学校費で 3 件、中学校費で 2 件、保健体育費で 1 件、合わせて 6 件である。先ほど説明をした、国の令和 4 年度補正予算で成立した補助金を活用し、実施しようとするものであり、事業の完了時期が令和 5 年度になることから、令和 5 年度へ繰越明許費として設定しようとするものである。

最後に、同じページの下段から次のページにかけて、地方債の補正が 9 件、これは、先ほど歳入の市債でも説明した、繰越明許費に事業を計上している小中学校費の工事に係る事業費に充当するため、それぞれの市債を設定して、財源とするものである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

12 ページ、指定寄附金、教育費寄附金のところ、指導課と文化課にそれぞれ 840 万と 108 万の寄附がある。これは指定の寄附か。それとも、ふるさとまちづくりとして大きなくくりでそれぞれ寄附があったのか。

【教育総務課長】

ふるさとまちづくりの応援寄附金として受けたものになる。それぞれ費用を指定する欄があり、1 つは学校教育の振興として、もう 1 つは市の文化の振興としていただいたものである。

【委員 1 名より】

使い方はこれから決めていくのか。

【教育総務課長】

財政部局と協議の上、充当していく。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市学区審議会委員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容：学区審議会委員については、令和4年12月1日にあった民生委員・児童委員の改選により識見を有する者の1名の方の変更があったため、1名の候補者に対し、学区審議会委員を委嘱するものである。

資料1ページ、学区審議会委員候補者名簿を掲載している。委嘱期間は令和5年2月15日から前任者の残任期間である令和5年11月30日まで。

次の2ページ、候補者の略歴である。識見を有する者、山本豊一氏は、令和元年12月から佐倉市民生委員である。

次の3ページが委員一覧となり、承認いただいた場合は、次の4ページの委嘱状をもって委嘱をする。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

3ページの表の5番と6番の方。これはPTAの連絡協議会だが、小中それぞれ1名ずつということでもいいか。

【学務課長】

そのとおりである。

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市学校医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：学校医の委嘱について、令和5年3月31日をもって佐倉市学校医の2年間の任期が満了することに伴い、印旛市郡医師会佐倉地区の推薦に基づいて、新たに委嘱をしようとするものである。

1、2ページ、候補者一覧である。学校医については田井晴美先生が今年度をもってご勇退される。田井先生を除いた46名全員が再任となっている。新任として、2ページ、45番、椎葉義人先生。委嘱校については、一覧表をもって代えさせていただく。

3ページは委嘱状(案)。4ページからは佐倉市立小学校及び中学校管理規則、8ページからは佐倉市立幼稚園管理規則を添付する。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

学校医の推薦について、これは印旛市郡医師会佐倉地区の主に理事が担当しているのだが、内科、外科など一般的な科に関しては1ページの表のとおり、うまく大体分かれている。耳鼻科や眼科のほう、眼科のほうは、1人4校か5校ぐらいの担当だが、耳鼻科の37番がかなり多い。教育委員会のほうからは、何か言われているか。それとも、このまま受け入れているのか。なかなか耳鼻科の医者が少ないので、うまくバランスが取れない場合もあるの

だが、その辺どうか。やはり難しいのか。

【指導課長】

確かに多いなというのは見て取れる。医師のほうから、多いのでちょっとという報告は特に受けていないが、これで了承をいただいているのだと思う。

【委員1名より】

特に多過ぎて大変だということがなければ、このまま行くしかないのだが、我々の立場としては、もう少し均等になればいいのかなと思うが、やはり科が違うものだからなかなか。その辺、医師会としてもまた検討してみる。例えば勤務医が入るといふわけにはいかないか。規則上。勤務医のほうも働き方改革があるものだから、こういう業務になると、来年の4月以降、それもなかなか難しいかと思うのだが。

何とも手の打ちようがないなという実情ではあるが、これは医師会内の問題なので、少し考える。

【教育長】

ぜひ、願います。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市学校歯科医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容:令和5年3月31日をもって佐倉市学校歯科医の2年間の任期が満了することに伴い、印旛郡市歯科医師会佐倉地区の推薦に基づいて、新たに委嘱をしようとするものである。

1、2ページ、55名の学校歯科医委嘱候補者一覧である。55名全員の方が再任となっている。

3ページは委嘱状(案)である。4ページからは、佐倉市立小学校及び中学校管理規則、8ページからは佐倉市立幼稚園管理規則を添付する。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第6号 佐倉市学校薬剤師の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容:令和5年3月31日をもって佐倉市学校薬剤師の2年間の任期が満了することに伴い、印旛郡市学校薬剤師会佐倉地区の推薦に基づいて、新たに委嘱をしようとするものである。

1ページ、学校薬剤師委嘱候補者一覧である。今年度をもってご勇退される館野先生を除いた18名の方が再任となっており、今回新たに委嘱をお願い

するのは、12 番の鳥山淳司先生、14 番の伴幸一郎先生の 2 名である。委嘱校については、一覧表をもって代えさせていただく。

2 ページは委嘱状（案）である。3 ページからは、佐倉市立小学校及び中学校管理規則、7 ページからは、佐倉市立幼稚園管理規則を添付する。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第 7 号 佐倉市学校管理医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：学校医の中から学校管理医を委嘱しているが、前議案と同様、令和 5 年 3 月 31 日をもって 2 年の任期が満了することに伴い、印旛市郡医師会佐倉地区の推薦を受け委嘱するものである。学校管理医は、主に学校に勤務する職員の健康管理、健康の保持増進を図るための健康相談、安全衛生委員会の出席等をお願いしている。

1 ページ、委嘱候補者一覧である。各学校 1 名であるが、4 番の伊藤先生、7 番の内田先生、14 番の越部先生、16 番の佐藤先生、29 番の望月先生の 5 名には 2 校お願いしている。全校配置となっているが、複数校担当する先生もいるので、30 名を学校管理医として委嘱させていただく。

2 ページは委嘱状（案）である。3 ページからは、佐倉市学校管理医設置要綱を添付する。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

事業所には産業医というのが置かれるが、この産業医と管理医というのは何か違うところがあるのか。法律に置かれているのか。この管理医の先生は、事業所における産業医と同じような業務を担っているということでよいか。

【指導課長】

職員の健康管理、学校の教職員が相談したりとか、健康増進など、そのような管理、産業医と同じような役割を担っていると私は認識している。

【委員 1 名より】

教職員の精神的なものもあると思うのだが、例えば事業所であれば、メンタルチェックをやって、それを産業医の人に見てもらおう。学校ではどのような形になっているのか。

【教育長】

任命権者が県教委なので、県教委のほうでやっている。アンケート項目があり、メールで回答して送信する。また、その内容について指導が必要だという職員については連絡が来ると。学校管理医の仕事とはちょっと離

れるが、メンタルケアという点では、そのように行っている。

【委員1名より】

そのチェックにひっかかった人は、職員が希望する場合は産業医に相談できる。今教職員もいろんな面で大変なことがあるので、そういうときに気軽に、産業医もしくは管理医のほうに相談できるようなシステムをつくっておかないと、だんだん精神的に厳しくなっている先生も出てこられるのではないかというふうに思ったので、質問した。

【指導課長】

市のほうで全教職員にはストレスチェックをやっており、高いストレスの方については面談を希望するか確認する、そのように相談できる体制は整えている。

【委員1名より】

補足をする。学校管理医も、本来は産業医の講習を受けた、産業医として登録してある人がやるのは望ましいのだが、今この30人のうちどれだけ産業医の資格を持っているかというのは把握していないが、半数いるかいないかである。便宜上、それでは学校の管理医としての職務はできないので、産業医を持っていなくても学校管理医として登録できるようになっている。安全衛生会議は産業医が出席するというのが決まりなので、本来は安全衛生会議に産業医でない、資格のない人が出席するというのは会議としては成立しないことになる。健康相談とかまではいいのだが、メンタルヘルスについては産業医がその結果を見て面談をするというのが基本である。メンタルヘルスは守秘性があるので、産業医だけが全ての結果を見られる。そうすると、学校管理医は、それができない。それから、佐倉市の場合、実は私が佐倉市の産業医なので、全ての結果を見ることができただけけれども、特に面談の希望がない場合、それは見ていない。そういうふうに、産業医としては守秘性がかなり守らなければいけないという面があるので、学校管理医についても、それを本来してほしいのだが、県の教育委員会の見解ではやむを得ないでしょうと。産業医でなくてもやっていただいて構いませんという、そういうことなので。これから先どうなるか分からないが、今は過渡期なのでやむを得ない、そういう状況にある。

《議決結果》

可決

議案第8号 佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の管理運営に関する規則の制定について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：令和4年11月佐倉市議会定例会において、佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の設置及び管理に関する条例が議決され、同年12月23日に公布された。条例において、同駐車場の管理運営について規則に委任された事項があることから、管理運営に関し必要な事項を規定した規則を定めるものである。

内容としては、駐車場の使用料の免除について及び駐車場の使用を拒否できる場合について規定する。なお、制定する規則案については、先月と変更はない。

パブリックコメントを1月19日から2月2日まで行い、意見はなかった。
資料1ページから2ページが規則、3ページから4ページが条例となっている。本規則は3月4日から施行する。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第9号 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：3月1日から新しい図書館システムを導入し、電子書籍などの新しいサービスが追加されること、3月4日に夢咲くら館が開館することによる等の追加について明記するものである。改める内容については、先月と変更はない。

パブリックコメントを1月19日から2月2日まで行い、意見はなかった。
資料1ページから3ページが改め文及び様式、資料4ページから12ページが新旧対照表となり、13ページから24ページが現在の規則となっている。
本規則は、3月1日から施行する。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

《教育総務課長より訂正》

先ほど、議案第1号の質疑で公民館職員の人件費について人数が増えたのかという質問があり、人数の変更はないと回答したが、公民館職員、令和5年度24人分の予算の計上となっている。この24人というのは令和4年度と人数としては変わらないのだが、令和4年度の当初予算上の人数は23人で計上しており、予算上の人数としては1人増えた形になっている。実際、職員も令和3年度から令和4年度、令和4年度になって1人、臼井公民館のほうで再任用職員が1人増員となっている。

おわびして訂正させていただく。

4 協議事項

協議事項（１）第３次佐倉教育ビジョン前期推進計画の改訂について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料１の第３次佐倉教育ビジョン前期推進計画について、佐倉教育ビジョン推進計画は、教育ビジョンで掲げる基本理念や基本施策等を推進、実現するため、教育ビジョンの施策体系に基づき、個別、具体的な教育施策を設定するものである。現在の前期推進計画は、令和２年度から令和５年度までの４年間で計画期間としており、計画策定から３年が経過するところである。今回の改訂については、事業内容がより適切に分かりやすい説明にしようとするものである。

続いて資料２、推進計画改訂概要（主な見直し点）と新旧対照表について、説明をする。なお、表右側の改訂前と改訂後の太字は今回の修正箇所となっている。新旧対照表のナンバー１、計画書５ページの施策ナンバー２２、「美術館学校連携事業」については、実施計画の事業統合に伴い、事業名を「美術館教育普及事業」に修正するものである。続いて、新旧対照表のナンバー２、名称の決定に伴い「佐倉を学ぶフロア等の展示コーナー」に修正するものである。ナンバー３、ナンバー４について、子ども会育成連絡協議会は、不定期な活動のため修正するものである。新旧対照表のナンバー５、今井家住宅の市長部局移管に伴い説明を修正するものである。新旧対照表のナンバー６以降は、資料編の修正となっている。前期推進計画の４３ページ、一番下の児童数・生徒数、学級数の推計について、令和４年度の実績値と５年度の推計値を最新のものに修正する。次に、新旧対照表のナンバー７からナンバー９までの修正については、時点に合わせた推進計画、策定経過などを追加するものである。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（２）令和５年度佐倉市教育施策について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：令和５年度佐倉市教育施策（案）の１ページ、令和４年度施策の主な成果について、令和４年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、第３次佐倉教育ビジョン前期推進計画の３年目として、令和５年度末の達成目標に向けて着実、かつ効果的な事業展開と教育内容の充実に努めてきた。令和４年度の施策として、第３次佐倉教育ビジョン前期推進計画の重点事業のうち特色のあるものなど、主な施策の成果を四角い枠の中に記載している。

２ページ、(７)、学校トイレの改修工事について、小学校６校で実施した。

３ページ、(15)、市立幼稚園、小中学校在籍世帯を対象とした給食費補助の実施。(20)、夢咲くら館の開館である。

続いて、５ページ、令和５年度施策の特徴及び重点項目である。令和５年度の施策については、骨格予算となっている事業のみを掲載しており、２月市議会において予算の議決を頂戴することで執行できるものである。四角い

枠の中、重点項目の主な事業について説明する。(1)、「学力向上・学習内容の充実に取り組みます」では、②、新規でICTを活用した授業実践のデータベース化。(3)、「良好な学習環境を整備します」では、①、継続で学校トイレの改修と⑤、拡充で特別支援教育の推進を挙げている。資料6ページ、(4)、「地域に開かれた学校運営を行います」では、④、新規で部活動地域指導事業、(5)、「安心して学校に通える環境を提供します」では、①、いじめ防止対策の推進と③、新規で佐倉市第3子以降学校給食費補助事業、(7)、「生涯学習の環境を整備します」では、①、新規で佐倉図書館跡地駐車場整備を挙げた。

続いて、7ページ、教育ビジョンに基づく施策の内容である。個別具体的な主な取組について説明する。「■確かな学力の向上」の②については、児童生徒1人につき1台のタブレット端末を使用し、ICTを活用した学習活動を推進していく。なお、⑥の研究モデル校の指定については、2月中旬以降に決定をするため、現段階では令和4年度の実績を掲載している。令和5年度のモデル校については、3月の教育委員会会議の際に提示させていただく。

続いて、16ページ、「■一人ひとりのニーズに応じた教育の推進」、①、拡充で特別支援教育支援員を7名増員するほか、医療的ケアの必要な児童が在籍する学校へ看護師を4名配置する。

続いて、17ページ、「■地域に開かれた学校づくり」では部活動指導について地域人材の活用を含めて部活動の在り方の調査研究を進めていく。

続いて、19ページ、「■教育に係る保護者の負担の軽減」では、多子世帯の保護者の経済的負担軽減のため、第3子以降の給食費補助を実施していく。

続いて、23ページ、「■社会教育施設の整備の推進」では、令和5年度の整備について掲載している。

続いて、24ページ、「■歴史文化資産の保全・活用」では、⑥、新規で指定文化財の修繕、防犯設備設置の補助を行うなど文化財の保存整備や文化財の次の世代への継承を行っていく。

最後に、25ページ、「■芸術文化の普及の促進」では、市民音楽ホールにおける主催事業や市立美術館における企画展などの予定を掲載している。

続いて、資料とは別のA4、1枚の参考資料、令和5年度佐倉市教育施策の主なポイントになっている。今説明をした事項についておおむねまとめている。

今後の予定について、本日協議をいただいた後に必要に応じて修正をして、次回の3月教育委員会会議において議案審議をお願いする予定である。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項(3) 佐倉市教育委員会における個人情報の保護に関する事務処理規則の制定及び佐倉市教育委員会における佐倉市個人情報保護条例施行規則の廃止について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料1ページ、2の背景。個人情報の保護に関する法律が改正されたこ

とに伴い、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例が令和4年12月に制定された。これを受け、佐倉市教育委員会においても、個人情報保護の事務を適切に行うため、個人情報保護法と条例の施行に関する規定として整備するものである。

資料2ページ、佐倉市教育委員会における個人情報の保護に関する事務処理規則。今回の事務処理規則の制定については、教育委員会における個人情報の保護に関する事務処理について、法と条例などの定めを除き、必要な事項を定めるものである。第3条の学校が取り扱う保有個人情報の開示に関する専決事項、第4条の教育委員会議への報告等を規定するものである。また、附則、令和5年4月1日からの施行と、これまでの規則の佐倉市教育委員会における佐倉市個人情報保護条例施行規則を廃止する規定とするものである。

次に、そのほかの資料について説明する。資料4ページ、佐倉市教育委員会における佐倉市個人情報保護条例施行規則。こちらは現行の規則であり、令和5年4月1日からの新たな規則の施行に伴い、廃止とする規則である。

続いて、資料7ページ、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例。こちらは、法律の改正に伴い、市が新たに令和4年12月に条例を制定し、令和5年4月1日から施行する条例である。

続いて、資料12ページ、佐倉市個人情報保護条例。こちらは、現行の条例で令和5年4月1日からの新たな条例の施行に伴い、廃止する条例である。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（4）行事の共催及び後援に関する規程の改正について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：初めに、資料の訂正をする。資料の1ページ、3、「対応方針」の欄の（2）、
「共催又は承諾の」という表現になっているが、ここに「共催又は後援の」と「後援」という言葉が入る。

では、資料の説明をする。2の背景、行事の共催及び後援については、教育委員会が所管する行事の共催及び後援に関する規程に基づき、事務を行っている。現状の規程では行事内容の変更や中止になった場合の届出の方法が規定されていないなど、手続において不明確な部分があるため、当該規程を改正するものである。

資料2ページ、行事の共催及び後援に関する規程の新旧対照表。こちらの文言や項目について、基本的に市のほうで別に定めているものがあるのだが、そちらの文言と合致させる整理を行っている。第3条の承諾基準では、明確化を図った。第4条の申請では開催前14日までの提出から1か月前までとしている。第6条は承諾の取消し。

資料4ページ、第7条の変更、第8条の中止、第10条の事務担当所属について、新たに手続に関する規定を追加した。

一番下、附則にある改正規程は、令和5年4月1日から施行し、所要の経過措置を設ける。

続いて、もう一点訂正する。資料の7ページ、新規の様式で、表の一番下

のほうに「事務担当所属」とあり、「部」と「課」という文字があるが、運用を進めていく上で不要となることから、この文字については削除させていただく。同じく資料 8、9、11、12 ページの様式についても同様に、「部」と「課」という文字を削除させていただく。

資料のほうに戻り、16 ページ、現行の規程を添付する。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（5）佐倉市教育委員会事務処理規程の改正について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料 1 ページ、適応指導教室の名称変更に伴う事務処理規程の改正である。適応指導教室について、不登校児童生徒や保護者にとって親しみやすい名称とする必要があると文部科学省から通知があったので、佐倉市においても、令和 5 年 4 月から「ルームさくら」と名称を変更することになった。この名称変更に伴い、本規程にある文言を修正するものである。

予定について、3 月の教育委員会議に議案を上程し、令和 5 年 4 月から施行する予定である。

資料 2 ページ、佐倉市教育委員会事務処理規程の新旧対照表。第 6 条と第 9 条に係る「適応指導教室」の文言を「ルームさくら」と改正するものである。

資料 3 ページ、現行の佐倉市教育委員会事務処理規程である。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（6）佐倉市立小学校及び中学校管理規則の改正について
学務課長より上程協議題の説明

内容：資料 1 ページ、今回規則改正の概要である。2～4 ページについては、新旧対照表。5～17 ページは、本規則の様式の新旧対照表である。18～53 ページは、現在の規則となっている。

資料 1 ページ、今回の改正は、教職員の長時間労働問題と働き方改革推進の考え方の下、令和 3 年 4 月 1 日に公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、1 年単位の変形労働時間制の活用による休日のまとめ取りが可能になったことと、教育委員会が業務量の適切な管理を行うものとされたことを受け、佐倉市においても、これらの制度を適切に運用していくために本規則を改正する必要がある。

具体的には規則の 3、4 ページに第 44 条の 2、第 1 項から第 4 項として関連した条文を追加させていただいた。その他の部分については、当該規則における様式を見直し、学校現場が書類を作成しやすいものに修正し、上段の「佐倉市立〇〇小（中）学校長、氏名」という表記から「佐倉市立〇〇学校、校長 氏名」とした。

なお、15 ページの組織編制報告書については、現在の雇用の形態に合わせて整備をさせていただいた。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（7）佐倉市立学校職員服務規程の改正について
学務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、今回の訓令改正の概要である。2～6ページについては、訓令の新旧対照表である。7～51ページは本訓令様式の新旧対照表である。52～108ページは現在の訓令となっている。

資料1ページ、出産、育児による職員の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児を両立できる体制を整えることを目的とし、令和3年6月に育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、令和4年10月から育児休業の分割取得等の新たな制度が実施されている。現行の様式において新制度と一部適合していない部分があることから、様式を修正する必要がある。

具体的には22ページ、第10号様式の5、育児休業（育児休業延長）承認請求書、主な変更点としては、請求内容の欄で3回目以降の育児休業の選択肢を設けたこと。規則に請求者以外の子の親を記入する旨の記載がないことから、その部分を削除した。

次に、その他の部分については、当該訓令における様式を見直し、学校現場が書類を作成しやすいものに修正し、業務の効率化を図るものである。例えば25ページの右上段、「所属長」という表記から「佐倉市立〇〇学校、校長 氏名」とした。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言